

上田市史略年表

左の年表は、上田築城以前に於ては、上田地方が上代より國史上如何なる時代を經來りしか、を察すべき國史上重要なる事項の一斑、及上田地方に起りし事項、又其れと推考し得らるる事項とを記載し、築城以後に在ては、上田町に起りし各時代の出來事を知る一斑を記載したもので、略年表と稱する所以である

上田市史略年表

(天皇御名上の數字は御歴代々數、括弧内の數字は紀元年數、事項の上に●印あるは直接上田に關係無き重要事項)

天皇	年號	事	項
1 神武	(元) 元	正月一日大倭橿原宮に即位す	
2 綏靖	(八三) 四	四月神八井耳命薨す	
10 崇神	(六二) 四八	四月十九日豊城入彦命をして東國を治めしむ、此御代に神八井耳命の孫建五百建命科野國造と定め置かる	
11 垂仁	(六六) 三五	諸國に池溝を開かしむ	
12 景行	(七五) 二五	七月三日武内宿彌を北陸及び東方諸國に遣はして地形民情を視察せしむ、二七年二月歸る	
	(七〇) 四〇	東夷叛す七月十六日日本武尊を遣はして之を征せしむ、四三年東夷平定尊歸途伊勢に薨す	
	(七五) 五五	彦狹島王を東山道十五國の都督とす王途にて薨す、翌五六年八月御諸別王をして其職を襲がしむ	
13 成務	(七五) 五	九月國縣を分ち國郡に造長を、縣邑に稻置を置く	

14	仲	哀	(一六〇)	九
15	應	神	(九四)	八五
16	仁	德	(一〇七)	五五
17	履	仲	(一〇六)	四
19	允	恭	(一〇七)	五
21	雄	略	(一一三)	一六
24	仁	賢	(一一五)	六
29	欽	明	(一二三)	二三
30	敏	達	(一〇)	四
32	崇	竣	(一四五)	一四
33	推	古	(一三四)	一二
34	舒	明	(一三七)	九
36	孝	德	大化 (一三五)	元

- ・十月三日神功皇后新羅を征す
 - ・二月王仁論語及千字文を献す
 - ・蝦夷叛す上毛野田道之討て敗北す
 - ・八月八日諸國に史官を置く
 - ・九月氏族を正し誓神探湯せしむ
 - ・七月養蠶を奨勵す
 - ・九月四日使を高麗に遣はし工人を求めしむ
 - ・正月新羅日本府を滅す
 - ・十一月一日百濟經論、佛工、寺工を献す
 - ・壬二月蝦夷邊境に寇す
 - ・九月蘇我馬子佛殿を造る
 - ・三月一日物部守屋等の奏請に依り佛殿を禁じ佛像を難波堀江に投ず
 - ・馬子守屋を殺す
 - ・四月三日厩戸皇子憲法十七條を定む
 - ・七月三日小野妹子を隨に遣はす、十月國毎に屯倉を置く
 - ・三月高麗僧曇徴等來朝す
 - ・此年蝦夷叛す上毛野形名をして之を討たしむ
 - ・六月十二日蘇我入鹿を誅す、十四日孝德天皇即位始て左右大臣及内臣を置く年號を大化と稱す
- 此年越、信兩國の民を磐船柵の柵戸となす

44元	43元	42文	41持	40天	38天	37齊
正	明	武	統	武	智	明
養老 (二七七)	和銅 (二五六) (二五七)	慶雲 (二三四)	大寶 (二三六)	(二三四)	(二三三)	白雉 (二三二) (二三一) (二三〇)
三	六	五	三	二	七	元

- ・四月戸籍を造る
- ・四月阿部比羅夫舟師を率ゐて蝦夷を征す
- ・八月我兵唐兵と戦て利あらず
- ・此年防人の壹岐對馬筑紫に置く
- ・十月百濟の歸化人を東國に置く
- ・四月廿五日鐘鼓を打て時を報ず
- ・五月一日金光明經を宮中及諸寺に講ず
- ・新字四十四卷を撰せしむ
- ・三月十五日高麗歸化人を常陸に置く
- ・十月二十三日諸國に仁王經を講ぜしむ
- ・二月一日新令を天下に頒つ
- ・五月二十四日役小角を伊豆に流す
- ・六月二日諸國兵士を團別に分ちて十番とし武藝を練習せしむ
- ・正月十一日武藏國和銅を撤す
- ・三月十日都を平城に移す
- ・正月二十八日太安曆古事記を土る
- ・五月二日國郡郷の名は二字とし務めて佳字を用るしむ、風土記を編せしむ
- ・二月廿六日信濃上野越前越後の百姓を出羽柵に配す
- ・五月信濃國絶を調す
- ・二月三日百姓をして襟を右にせしむ

(三六〇) 四

・九月廿九日蝦夷反す將軍を遣はして之を討たしむ、五月二十一日舍人親王日本書紀を上る

(三六一) 五

六月廿六日信濃國を割いて諏方國を置く

神龜 (三八四) 元

・四月七日海道の蝦夷叛す、よりにて征夷將軍を命す

天平 (三九一) 三

三月七日諏方國を廢して信濃に合す

一〇

・十二月廿七日出羽柵を秋田に移す

一一

・八月廿六日諸國郡の地圖を上らしむ

一二

六月十九日每國法華經十部を寫し七重塔を造らしむ

(四〇一) 三

三月廿四日國毎に國分寺及國分尼寺を造らしむ

(四〇三) 一五

・十月十五日詔して金銅廬舍那佛の大像を作る

天平寶字 (四一九) 三

・十一月九日坂東八國に勅し陸奥の急に備へしむ

寶龜 (三三〇) 元

・八月廿一日道鏡を造下野藥師寺別當に貶す

五

・九月六日和氣清曆を召還す

一

・七月廿三日蝦夷を討つ

(四四〇) 一一

・際奥に覺繁城を造りて蝦夷に備ふ

延暦 (四四四) 三

・十一月三日國司等に濫りに水田を營み私に墾田を開くを禁す

(四四六) 七

・十二月十三日王臣以下寺家の空閑地を兼併するを禁す

一〇

・七月六日紀古佐美を征東大使とす

(四五四) 一三

・十一月三日坂東諸國に糧糒を備へしむ

一三

・十月廿二日平安京に遷る

45 聖 武

47 淳 仁
49 光 仁

50 桓 武

52 嵯 峨

弘仁
(四七〇)

- 十一月五日坂上田村麿を征夷大將軍と爲す
- 四月十五日田村麿夷首の降伏を奏す
- 七月十四日最澄歸朝す
- 三月十日藏人所を置く
- 五月八日皇子信、皇女貞姬等に源姓を賜ふ
- 七月廿日萬多親王等新撰姓氏錄を上る

53 淳 和

天長
(四六六)

- 此年空海高野山に道場を開く
- 十一月一日新に富壽神寶錢を鑄る
- 九月六日上總常陸上野三國を親王の任國と爲す
- 十月十五日甲斐に牧監を置く

54 仁 明

承和
(五〇一)

- 八月十九日大宰府の防人を對馬に分つ
- 四月十九日天下の僧尼をして國祈を禱らしむ

56 清 和

貞觀
(五二〇)

- 七月十七日富士山噴火す

57 陽 成

元慶
(五三七)

- 三月出羽の俘夷叛く
- 五月四日藤原保則をして蝦夷を討たしむ

59 宇 多
60 醍 醐

仁和
(五四〇)
延喜
(五六一)

- 九月四日縣坂岑を以て美濃信濃兩國の堺と定む
- 九月十五日巨勢金岡賢聖障子を畫く
- 正月廿五日菅原道眞を大宰權帥に貶す
- 二月菅原道眞薨す

延長
(五八七)

- 十二月廿六日藤原忠平等延喜式五十卷を上る

61	朱 雀	天慶 (一五九九)	二
62	村 上	天曆 (一六二四)	三
64	圓 融	永觀 (一六二四)	八
68	後 一 條	寬仁 (一六七九)	元
69	後 朱 雀	長元 (一六七九)	三
70	後 冷 泉	長曆 (一六八九)	四
71	後 三 條	天喜 (一六九九)	五
72	白 河	康平 (一七二六)	二
73	堀 河	延久 (一七三三)	五
74	鳥 羽	承保 (一七三三)	二
75	崇 德	寬治 (一七三五)	元
76	近 衛	天仁 (一七四七)	元
77	後 白 河	保延 (一七六六)	元
78	二 條	久壽 (一七九五)	元
81	安 德	保元 (一八二四)	元
		治承 (一八二九)	元
		(一八四〇)	四

- ・十一月廿一日平將門反す
- ・二月十四日將門誅せらる二月廿五日信濃國速に將門の誅を京師に報す
- ・七月廿日菅原文時等封事を上る
- ・四月和名抄の著書源順卒す
- ・四月七日刀伊賊對馬に寇す
- ・四月廿八日源賴信平忠常を降す
- ・二月十八日延曆寺の僧徒關白賴通に強訴す
- ・七月廿六日安部賴時誅せらる
- ・九月十七日賴義安倍貞任を誅し前九年の亂平ぐ
- ・閏十月十一日記録所を置き莊園の券契を記録す
- ・三月神風抄成る
- ・二月延曆園城の二寺相鬪ふ
- ・十二月廿六日源義家後三年の亂平ぐを奏す
- ・四月一日山法師神興を奉じて入浴す
- ・四月八日平忠盛をして西國の海賊を平定せしむ
- ・十一月廿六日源爲朝の亂暴に依り、其父爲義を討す
- ・七月十日十一日保元の亂、三十日爲義等誅せらる
- ・八月廿六日爲朝捕へらる
- ・十二月廿六日平重盛等に命じ源義朝藤原信賴を討たしめ、廿七日信賴を誅す
- ・四月九日源賴政以仁王の令旨を諸國の源氏に下す

82 後鳥羽

養和 (八四)	元
壽永 (八四)	二
(八四)	三
元暦	元
	四
文治	元
(八四)	二
	三
	五
建久 (八五)	三
	四
	五

- ・五月廿六日頼政宇治河に平氏の軍と戦て敗死す
- ・八月十七日頼朝舉兵
- ・九月七日義仲方村山義直等笠原頼直と市原に戦ふ
- ・十月十三日義仲依田城より上野に赴き、父義賢の舊故を招く、十二月廿四日上野を去る
- ・六月十五日横田河原の戦(源平盛衰記)
- ・五月十一日義仲砥波山平氏の軍を破る
- ・十月朔日水島戦海野幸廣敗死す
- ・正月八日源義仲征夷大將軍となる
- ・正月二十日宇治河の戦義仲栗津に戦死す
- ・二月七日一ノ谷戦
- ・三月廿四日壇ノ浦の戦平氏滅ぶ
- ・四月廿六日頼朝の臣志水義高を殺す
- ・十月十一日義經行家頼朝追討の院宣を請ふ
- ・三月十二日頼朝分國內の乃真未済の庄々に催促せしむ
- ・七月十七日善光寺再興の爲め信濃諸人に合力の命を出す
- ・壬四月卅日藤原泰衡義經を殺す
- ・七月十二日源頼朝を征夷大將軍と爲す
- ・五月廿七日頼朝富士野に狩す、曾我兄弟父の仇工藤祐經を殺す
- ・七月五日延暦寺の請に依り僧榮西の禪宗を弘むるを停む

83 土御門

(八五七) 八
正治 (八五八) 元

建仁 (八六一) 二

84 順德

建保 (八七七) 元

85 仲恭

承久 (八七九) 三
(八八〇) 元

86 後堀河

貞應 (八八三) 二

87 四條

貞永 (八九三) 元
延應 (八九九) 元
仁治 (九〇一) 二

88 後嵯峨

寛元 (九〇四) 二

六月十五日頼朝善光寺に參詣す

・正月十一日頼朝薨す

四月海野幸氏越後鳥坂城に城資盛を伐つ

・七月廿三日源頼家征夷大將軍と爲る

・此年榮西建仁寺を建つ

二月十五日千葉成胤、泉親衡の密使僧安念を捕ふ

・五月二日和田義盛の亂、和田氏亡ぶ

・正月廿七日源實朝鶴ヶ岡に拜賀の禮を行ひ公曉に殺さる

・承久の亂、五月十四日後鳥羽上皇北條氏討滅の爲に兵を集む

・同月廿二日鎌倉軍西上す

・六月六日、十四日官軍大敗す、此日春日刑部三郎貞幸北條泰時の軍中に在り、宇

治川の戰に著はる

・七月十三日幕府後鳥羽上皇を隠岐に遷し奉る、二十日順徳上皇を佐渡に遷し奉る

・閏十月十日土御門上皇を土佐に遷し奉る

・六月十五日新補地頭の得分を定む

・八月十日式目五十一條を制定施行す

七月十五日北條泰時室賀に於て善光寺不斷念佛料を永世寄進す

・八月年八十歳を以て、藤原定家薨す

九月向源寺上田原に創立さる

・七月道元越前に大佛寺を開く

89 後深草

建長
(一九一〇)

二

90 龜山

文永
(一九三)

八

91 後宇多

建治
(一九三五)
(一九三七)

元

弘安
(一九四)

四

83 後伏見

正安
(一九六)

三

96 後醍醐

正中
(一九八四)
元弘
(一九九)

元

(一九九三)

三

建武
(一九九四)
(一九九五)

元

二

- ・二月廿六日北條時頼將軍頼嗣に文武兩道を勸む
- ・四月僧日蓮鎌倉に於て法華宗を弘む
- ・十一月廿五日建長寺成る
- ・九月十二日日蓮を佐渡に流す
- ・十月五日蒙古軍對馬に寇し、十九日筑前に寇す
- ・九月七日時宗元使を鎌倉に斬る
- ・五月廿八日鎌倉幕府の連署北條武藏守義政遁世、鹽田に籠居す
- ・閏七月一日大風起り元の兵船悉く覆没す
- ・十一月廿七日北條義政鹽田に於て卒す
- ・十二月八日時宗圓覺寺を創立す
- ・此年鹽野神社再建?
- ・九月十九日討幕の謀漏れ、多治見國長、土岐頼兼等殺さる
- ・五月五日幕府日野俊基等を捕へ、六月鎌倉に押送す
- ・九月廿八日六波羅の兵笠置を陥る
- ・三月七日鎌倉幕府後醍醐天皇を鹽岐に遷し奉る
- ・閏二月一日吉野陥り村上義光義隆父子之に死し、護良親王高野山に逃れ給ふ
- ・五月八日新田義貞兵を上野に起して勤王す
- ・五月廿一日義貞鎌倉を陥れ北條氏亡ぶ、此日鹽田國時父子鎌倉に於て戦死す
- ・十一月十五日護良親王鎌倉に竄せらる
- ・七月廿三日北條時行鎌倉を攻む

97 後村上

元	興國 (1000)	正平 (1004)	延元 (996)
元	興國 (1000)	正平 (1004)	延元 (996)
四	元	二	二
三	四	三	三
二	元	二	二
一	四	三	三
六	四	三	三

九月廿二日村上信貞坂木北條城を攻て之を陥る

十一月十二日北畠顯家鎮守府將軍と成る

十二月十一日義貞尊氏直義の軍と箱根竹ノ下に戰て敗る、此時村上信貞は足利直

義より恩賞の地として鹽田ノ庄を宛行はる

三月二日多々良濱の戰菊地武敏の軍敗る

五月廿五日湊川戰楠木正成戰死す

正月十一日瓜生保金ケ崎城を救はんとして成らず

五月廿八日顯家石津に敗死す

八月十一日北朝尊氏を征夷大將軍となす

九月義良親王宗良親王伊勢を發し海路東國に向ひ、宗良親王は遠江に着き給ふ

八月十六日後醍醐天皇崩す

十月五日天龍寺建立

此年北畠親房神皇正統記を上る

十一月十日北畠親房關城に移る

十二月廿三日天龍寺船を元に遣はす

十一月關大寶の二城陥り北畠親房逃れて吉野に赴く

正月十一日尊氏武州金陸寺に浦野庄西馬越の郷を寄附す

正月五日四條畷の戰楠木正行戰死す

七月五日上田に正平の年號を用て南朝の天長地久を祈りし者あり

正月十七日諏訪下宮祝部、高師冬を甲州須澤城に攻て之を殺す

(1013) 七

- ・二月廿六日高師直師泰殺さる
- ・二月廿六日直義鎌倉にて殺さる

- ・閏廿八日武州小手指原の戦、宗良親王和歌を以て軍氣を鼓舞し給ふ

- ・六月九日楠木正儀等京師を復す

- ・十二月十三日足利直冬尊氏と戦ふ

- ・八月二十日宗良親王兵を信濃に起す

- ・十月十日足利基氏新田義興を矢口渡に殺す

- ・十二月八日北朝足利義詮を征夷大將軍となす

- ・八月六日菊地武光筑後川の戦

- ・閏四月十日畠山國清高野山を陥る、此役彌津氏諏訪氏も畠山の軍に従ふ

- ・(康安元年)十月廿七日畠山國清伊豆に走る

- ・(康安二年)二月廿三日足利基氏科野大宮に、天下安全を祈願せしむ

- ・七月新田義宗義治兵を越後上野の間に舉ぐ

- ・十二月三日宗良親王新葉和歌集を上る

- ・壬十月五日南北朝合和

- ・十一月廿七日義満後龜山上皇より尊號御辭退の御書を奉け請文を上る

- ・七月廿三日大塔合戦始まる

- ・十月十七日彌津越後守遠光、大塔要害の大手に戦ふ

- ・二月十日足利持氏自殺

- ・八月九日大井持光結城氏朝に應じ、永壽王を結城に入る

98 長 慶

99 後 龜 山
100 後 小 松

102 後 花 園

弘和 元

元中 (1054)

應永 (1054)

(1050) 七

永享 一一

(1100) 一一

嘉吉 (1010) 元

寶徳 (1019) 元

亨徳 (1024) 三

長祿 (1027) 元

應仁 (1027) 元

文明 (1034) 一六

延徳 (1039) 元

文龜 (1041) 元

享祿 (1041) 四

天文 (1046) 五

(1046) 六

(1047) 七

(1048) 一〇

103 後土御門

104 後柏原
105 後奈良

四月十六日結城城陥り、持氏の子春王安王永壽王皆捕へらる。此役村上頼清攻圍軍に在り、上田地方の武人之以に従ふもの多し

八月九日小笠原政康結城攻圍軍に参加し、歸途小縣郡海野にて卒す

十一月三十日永壽王元服して成氏と云ふ

此年頃上田に太田三善義虎あり

十月廿九日土一揆の要請に依り幕府徳政の令を下す

四月八日太田道灌江戸城を築きて之に移る

七月細川勝元山名宗全と京師に戦ふ、十二月十四日岩下満幸村上氏と戦て海野に

死す

二月廿七日村上政清大井の城を攻て之を焚く

七月廿六日上杉定正太田持資道灌を殺す

六月五日甲斐の武田信昌佐久に侵入し、岩尾城を焼く

正月廿六日武田信虎諏訪頼満と戦ふ

二月洪水美濃國死者二萬余

十二月廿七日武田晴信海ノ口城を陥れ平賀成頼を殺す

七月十五日北條氏綱武州河越城に上杉朝定を攻む

十月七下總國府台に氏綱里見氏等を破る

五月十三日武田信虎諏訪村上二氏と連合して小縣海野を侵す

六月十四日武田晴信父信虎を駿河に追て自立す

106 正親町

(三三〇)一	一六	九
(三三〇)二	一五	六
(三三〇)一七	一四	三
(三三〇)二一	一三	二
(三三〇)二二	一三	二
(三三〇)二四	一三	二
(三三〇)二五	一三	二
(三三〇)二六	一三	二
(三三〇)二七	一三	二
(三三〇)二八	一三	二
(三三〇)二九	一三	二
(三三〇)三〇	一三	二
(三三〇)三一	一三	二
(三三〇)三二	一三	二
(三三〇)三三	一三	二
(三三〇)三四	一三	二
(三三〇)三五	一三	二
(三三〇)三六	一三	二
(三三〇)三七	一三	二
(三三〇)三八	一三	二
(三三〇)三九	一三	二
(三三〇)四〇	一三	二
(三三〇)四一	一三	二
(三三〇)四二	一三	二
(三三〇)四三	一三	二
(三三〇)四四	一三	二
(三三〇)四五	一三	二
(三三〇)四六	一三	二
(三三〇)四七	一三	二
(三三〇)四八	一三	二
(三三〇)四九	一三	二
(三三〇)五〇	一三	二
(三三〇)五一	一三	二
(三三〇)五二	一三	二
(三三〇)五三	一三	二
(三三〇)五四	一三	二
(三三〇)五五	一三	二
(三三〇)五六	一三	二
(三三〇)五七	一三	二
(三三〇)五八	一三	二
(三三〇)五九	一三	二
(三三〇)六〇	一三	二
(三三〇)六一	一三	二
(三三〇)六二	一三	二
(三三〇)六三	一三	二
(三三〇)六四	一三	二
(三三〇)六五	一三	二
(三三〇)六六	一三	二
(三三〇)六七	一三	二
(三三〇)六八	一三	二
(三三〇)六九	一三	二
(三三〇)七〇	一三	二
(三三〇)七一	一三	二
(三三〇)七二	一三	二
(三三〇)七三	一三	二
(三三〇)七四	一三	二
(三三〇)七五	一三	二
(三三〇)七六	一三	二
(三三〇)七七	一三	二
(三三〇)七八	一三	二
(三三〇)七九	一三	二
(三三〇)八〇	一三	二
(三三〇)八一	一三	二
(三三〇)八二	一三	二
(三三〇)八三	一三	二
(三三〇)八四	一三	二
(三三〇)八五	一三	二
(三三〇)八六	一三	二
(三三〇)八七	一三	二
(三三〇)八八	一三	二
(三三〇)八九	一三	二
(三三〇)九〇	一三	二
(三三〇)九一	一三	二
(三三〇)九二	一三	二
(三三〇)九三	一三	二
(三三〇)九四	一三	二
(三三〇)九五	一三	二
(三三〇)九六	一三	二
(三三〇)九七	一三	二
(三三〇)九八	一三	二
(三三〇)九九	一三	二
(三三〇)一〇〇	一三	二

七月廿日武田晴信諏訪頼重を甲府に於て殺す
 八月廿五日ポルトガル船種子ゲ島に鐵砲を齎す
 三月十五日戸石城の攻圍武田勝たず
 八月十一日佐久志賀城信玄の爲めに陥る
 此年眞田昌幸生る
 二月十四日上田原の戦村上義清大に敗る
 七月十五日武田小笠原兩軍鹽尻峠に戦ふ
 正月十日上杉憲政北條氏に逐はれ越後に奔り上杉謙信長尾景虎に頼る
 四月大須賀久兵衛尉狐落城に於て小島兵庫同小四郎等を討取る
 八月十四日信玄下之郷生島足島神社に社領安堵の狀を出す、此月村上義清居城葛尾を捨て、村上氏に屬する諸城多く武田氏に屬す、此月更級郡布施の地に於て甲越兩軍の戦あり
 七月十九日甲越兩軍川中島に戦ふ
 二月十五日武田軍葛山城を攻略す
 九月一日信玄下之郷神社に長尾景虎と戦ひ存分の戦を得んことを祈願す
 四月二十一日長尾景虎上杉氏を稱す
 九月十日川中島の大戦、此時眞田幸隆妻女山攻撃隊中に加はる
 七月廿八日信玄開善寺に寺領を還附す
 閏八月十四日信玄向源寺に禁制を出し、將士の宿營を禁す
 九月廿九日信玄上州箕輪城を陥る

(三三七)一〇

八月信玄二回分國將士の起請文を下之郷生島足島神社に納む

(三三六)一一

四月廿一日信玄鹽野神社に社領を増進して、越國境築城無事竣工を祈る

一二

十二月六日信玄蒲原城攻略を眞田幸隆信綱父子に報す

閏五月三日上杉謙信北條氏政和陸す

元龜

三

十月廿二日三方ヶ原の戦

天正

元

四月十二日武田信玄伊那駒場に病死す

(三三三)二

五月十九日眞田幸隆卒す、廿八日武田勝頼眞田信綱に書を送り高天神城攻めの様子

子を報す

十一月十七日信綱蓮花童子院に四阿別當の職を安堵せしむ

五月廿一日長篠の戦武田氏の精銳殆ど盡く

此年眞田昌幸四阿別當の職を安堵す

(三三五)四

正月十五日勝頼海野長門守同能登守に岩櫃城奪取の感狀を與ふ

(三三三)六

三月十三日上杉謙信卒す

五月十三日上杉景勝景虎を追ふ

十月廿日景勝勝頼の妹を娶る

(三四〇)八

三月九日昌幸眞田郷の貴賤高野山宿坊を蓮華定院と約す

十一月廿三日昌幸岩櫃城を取る

(三四二)一〇

三月十一日勝頼田野に戦死し武田氏亡ぶ

六月二日織田信長本能寺にて弑せらる

六月十日昌幸白山社造營の爲め寄附する所あり、十六日昌幸鎌原重春に書を送り

其盡力を頼む

・十九日瀧川一益北條氏直と金窪原に戦て敗る

七月廿四日上杉景勝其臣に小縣川西鹽田の地を宛行ふ、廿六日？昌幸北條氏直に

屬す

九月廿八日昌幸徳川家康に屬す

・十月廿五日氏直禰津宮内太輔に海野四千貫の地を宛行ふ

(三四)一一

三月八日昌幸諏訪部武石鹽川の内にて伊勢宮に五十貫文の地を寄附す

六月十七日昌幸矢澤薩摩守に沼田在城を申付く

八月廿四日昌幸上田に築城工事着手す

(三四)一二

・四月九日家康長久手に秀吉の軍を破る

(三五)一三

閏八月二日昌幸徳川軍を上田に破る、十三日信幸沼田の家臣に勝報を致す、廿六

日丸子表にて眞田徳川兩軍の戦あり

一四

・正月廿一日家康秀吉と和す

(三四)〇

二月十二日昌幸矢島主殿助に岩村田の内にて百貫文の地を宛行ふ

元月十八日景勝書を矢澤薩摩に送て之を激勵す

八月十四日昌幸大星神社に社殿修理料を寄進す、十八日願行寺後住職の事に就て

注意を興ふ

十月十七日秀吉昌幸に書を送り一身上の安全を保證す

十一月廿一日秀吉昌幸に上阪を促がす

一五

・三月一日秀吉大阪城を發し島津征伐に向ふ

107 後陽成

一六	六月十九日秀吉耶蘇教を禁ず
一六	四月十四日聚樂第の御幸
一七	五月五日昌幸矢澤薩摩守に小縣に於て沼田二百貫の替地を與ふ
一七	十一月廿四日秀吉北條氏討伐の軍令を諸將に下す、二十一日秀吉書を昌幸に送り名胡桃城奪取の北條氏の所業は許容し得ざる旨を告ぐ
一八	四月七日昌幸上州松井田城の陥落を小田原に報ず、十七日秀吉書を昌幸信幸に送り小田原城攻めの状況を報ず
一九	七月五日小田原城陥る
一九	十三日秀吉北條氏の故地を家康に與ふ
一九	正月十九日仙石秀吉小諸に入部す
元	九月廿四日秀吉朝鮮征伐の令を下す
元	三月四日朝鮮征伐の先鋒加藤清正等肥前の名護屋を發す此役眞田昌幸は名護屋を護り征途に就かず
慶長 (二五七)	正月一日秀吉再朝鮮征伐の師を發す
二	三月廿四日上杉景勝會津に移さる
三	八月十八日豊臣秀吉薨す
五	五月三日徳川家康會津討伐に決す、此役眞田昌幸父子徳川軍に従ふ
(三五〇)	九月五日徳川秀忠軍を築屋台に進め上田城に迫る、十五日關が原の戦東軍大勝す
	十二月十三日西軍に應じて上田に籠城せし眞田昌幸々村父子、上田を去て高野に赴く

108 後水尾

六

(三六三)

八

九

(三六六)

一〇

一一

一二

(三七七)

(三七七)

(三七七)

(三七七)

(三七七)

(三七七)

(三七七)

(三七七)

(三七七)

(三七七)

(三七七)

八月十一日眞田信之生島足島神社に社領四十貫文を寄進す、此月信之領内の寺社に寺社預安堵賦を興へたるもの多し

・二月十二日家康征夷大將軍に任ず

・二月四日幕府命じて一里塚を築かしむ

・四月七日徳川秀忠將軍宣下

三月二日信之和出大門長窪召還の百姓優免の定書を出す

六月十三日信之眞田白山寺に白山造營料として三十六貫六百六十五文の地を預く

・十二月八日幕府永樂錢の通用を禁じ鑿錢を用ゐしむ

十月十日信之海野町肝煎免二貫文を興ふ

六月四日眞田昌幸高野に卒す

八月廿八日信之青木半左衛門等昌幸在世中別て奉公せし人々を賞して祿を興ふ

六月三日寒松院瀕く

・此年仙石秀久小諸城四之門を造る

十月六日眞田幸村大坂に入城す

十一月四日信之矢澤但馬に書を送り大坂陣中の注意を興ふ、八日仙石秀久武州鴻ノ巢にて卒去す

十二月四日關東軍眞田丸を攻て大敗す、廿一日江戸大坂講和成立

正月廿四日幸村大坂城中より書を其姉に送る

五月六日幸村伊達政宗の兵を撃退す、七日幸村安居天神社側に戦死す、八日大坂城陥る

元和 (三七五) 元

(三六) 二

五月廿日幸村の妻子紀州伊都郡にて捕へらる
六月廿三日信之鹽田十八ヶ村の諸事肝煎役を命ず
・十月三日幕府煙草の栽培を禁ず

此年信之妻子を沼田より上田に移らしむ
三月十七日信之原町の割直しを命ず

五月五日信之小山久助の功勞を賞し二貫文の地を興ふ

三月七日信之新町に來る牢人を優遇す

・十月十三日信之松代移封に就き心事を出浦對島守に申送る

此年千曲川大洪水爲めに尼ヶ淵の水涸る

・七月廿七日家光將軍宣下

十月廿三日仙石忠政六万八千石餘の知行宛行はる

四月十六日忠政城郭修築の許可を得

四月廿日忠政卒す

六月十八日政俊家督を續ぐ

此年六ヶ村堰始て開通す

三月五日政俊將軍上洛の供奉を命ぜらる

二月九日政俊其家臣加藤主馬助父子を誅す

十一月政俊朝鮮信使來聘に付相州藤澤に於て往復共に響應を命ぜられ翌年正月事

畢る

七月四日城郭破損修覆許可老中奉書あり

(三〇) 一八

(三九) 一三

(三九) 一三

(三九) 一三

110 後光明

慶安

(二三〇)

元

一九

三月政俊常州下館城の在番を命ぜらる
此年別所大湯の民家大半逃散

此年上田原村に長池を築く、山田池の大修築を爲す

八月十八日大笹街道訴訟幕府の裁許あり

八月十八日家綱將軍宣下

正月十八日江戸大火翌日に及び江戸城本丸焼失

十月十七日眞田信之逝去

八月三日明暦三年正月江戸大火の際炎上せし江戸城本丸此日普請落成天守閣を廢す

後西院

明暦

萬治

二

四

三

四

三

四

三

四

三

四

三

四

三

112 靈元

寛文

(二三三)

五

三

四

三

四

三

四

三

四

三

七月石侯施政條目を頒つ
五月政俊大坂城落雷の際盡力消火に努めし廉に依り、將軍より感狀に長刀一振を添へて賞與さる

二月三十日仙石忠俊卒す年廿八才

三月十日藩上田町に命じ消防用水籠を備へしむ

十一月九日上田町内の馬を他領に賣るを禁ず

二月十五日仙石政明家督相續す

五月十一日矢澤分知

七月四日藩少用の爲め坂木領に赴くを禁ず

十二月十九日門松には枝松を用うべきを命ず

七月廿四日政俊卒す芳泉寺に葬る

延寶

(二三〇)

二

(二三〇)一〇

113 東 山

(三三七)	五	八月五日政明鳥居峠を巡見す 九月六日室賀峠、八日保福寺峠、十九日地藏峠を巡見す 十一月川西方面に追鳥狩を催す 此年上田時の鐘始る 六月遊行上人上田願行寺に泊す 此年堀越堰開通す 七月綱吉將軍と成る 十一月廿五日沼田の眞田家改易、栗本外記眞田辰之助上田藩預けとなる 五月高札を諸國に建て忠孝を勵まし、奢侈、毒藥賣買、耶蘇教を禁す 九月廿六日藩城下市場に於て買調ふべき品物を達す 二月仙石氏舊新家臣の祿を四ツ物成に改む 五月廿日馬士に關する覺書を下す 此年政明大宮、八幡兩社に玉垣を造る 正月廿七日幕府生類憐みの令を出す 三月馬市に付鍛冶町に申達する所あり 十月廿五日政明武器藏の新製の弓鐵砲を閲檢す 八月廿七日幕府門外の犬を飼はざりし者を追放の刑に處す 十月藩上田縞を買上ぐ 九月四日海野町市日の變更を出願す 三月政明自ら手塚の池の見分を爲す
(三三四)	七	
(三三四)	八	
(三三四)	元	
(三三四)	二	
(三三四)	三	
(三三四)	三	
(三三四)	四	
(三三四)	元	
(三三五)	三	
(三三五)	四	
(三三五)	五	

(三五四)	七	八月二日政明家臣をして大學を講ぜしむ 七月廿七日より三日間千曲川大洪水諏訪部より御所迄一面の水と成る 九月諏訪部橋一時船渡しとなり船賃を定む 十月九日町中馬不足に付家中の雇馬を禁ず 正月町分に條々を申渡す
(三五七)一〇	一〇	七月十四日蛭澤川出水被害多し
一一	一一	正月十一日鹽吹池修築落成す
(三五六)一五	一五	十一月五日時の鐘新鐘撞き初めを爲す 十二月十四日大石良雄吉良義央を殺す 十二月國繪圖上田藩擔任の部完成す
一六	一六	十二月廿二日上田地方に強震あり
寶永 (二三五)	二	正月十八日善光寺再建材木千曲川流し許可さる 四月廿八日鹽吹池修築成る
(二三六)	三	六月二日紺屋條目を達す 正月廿八日松平仙石所替を命ぜらる 二月五日信濃小縣更級の内在五万八千石充行の朱印松平伊賀守に與へらる 四月廿四日山御廟を鍛冶町本陽寺に改葬す
(二三七)	四	六月二日上田城受取渡し、此月松平氏施政條目二十一ヶ條を頒つ 十月廿四日常田房山生塚秋和等の諸村居屋敷年貢免除を歎願す 二月三日海野町市日の變更を出願す

114 中御門

正徳	二	六	五	四	三	二	元	二	六	七	九	一三	一四	一五	
(三三七)	(三三七)	(三三七)	(三三七)	(三三七)	(三三七)	(三三七)	(三三七)	(三三七)	(三三七)	(三三七)	(三三七)	(三三七)	(三三七)	(三三七)	(三三七)

九月十七日北國往還人馬賃錢二割増

十一月廿三日富士山噴火寶永山出來

三月六日瀧澤助右衛門下河原の開墾出願

十月廿七、八、九の三日淺間山大爆裂つゞく

五月一日家宣將軍宣下

上田藩領内に貯穀を命ず

四月二日家繼將軍宣下

十二月廿七日在分に條々を申渡す
此年別所幕宮の池を増築す

七月十八日徳川吉宗將軍宣下

二月小牧村助郷赦免を出願す

九月廿七日松平忠周京都所司代となる

二月十四日松本藩へ上田兩問屋より御米請合の證文を出す

閏七月十六日蛭澤川大水辨天前より押上げ被害甚大なり

十二月十一日菅平境界問題江戸評定所の裁許あり小縣村々の勝訴と成る

二月上田町田中宿新市に故障申出づ

四月三十日松平忠周逝去

六月十五日松平忠愛家督を續ぎ、弟忠容に鹽崎五千石を分つ

十一月十九日藩始て寒中の雉子を將軍に献す

二月十六日幕府普及類方を刊行す、此月上田惣町祇園祭禮軽く行はん事を願出づ

115 櫻町

(三三六)一六
(三三六)一七

(三九四)一九
(三九五)二〇

元文
(三三九六)

(二四〇〇)五

寛保
(二四〇〇)

(二四〇〇)二

延享
(二四〇五)

(二四〇五)二

寛延
(四〇八)

(四〇九)二

(二四一〇)三

116 桃園

十月八日上田町大火

十二月廿五日屋形焼失

三月十二日江州一萬石と川中島一萬石との引替朱印上田に到着す

二月十九日安原貞平召抱へらる

五月十八日千曲川大洪水城南の崖崩れ櫓危険となる藩金を幕府に借りて修理す

六月廿七日二の丸内に在りし稻荷社を三の丸新参町に移す

十二月廿一日往還筋城下町在分百姓家修葺料を給す

八月七日始て上田領産(武石村産)の駒を將軍家に献す

九月十七日上田藩櫻町天皇御即位の御祝品献上す

七月十七日伊藤東涯死去

八月十二日大岡忠相大名に列す

十月一日より五日迄本海野に駒市を立つを命ず

六月青木文藏古文書遺典等の探索に上田に来る

八月一日千曲川大洪水(所謂、戌満水)沿岸被害甚大

五月海野町の人菅平開墾を出願す

九月一日吉宗將軍職を子家重に譲る

十月六日公用信書取扱不行届の廉に依り板橋小諸より越中泊宿迄の宿々處罰さる

七月二日松平忠順家督相續

九月十五日安原太郎貞平御條目御用仰付けらる

七月四日領民に藩公郊外に出懸くるも遠慮無く農事に従ふべきを告ぐ

117 後 櫻 町

(三四一)	四	九月蛭澤川に汚物を投棄するを禁ず
寶曆 (三四三)	二	四月廿五日強震あり二回に及ぶ
(三四三)	三	十一月九日西前山村に猪狩を爲す、十四日鍛冶町に鹿三頭あらはる
(三四三)	三	十二月五日當郷に追鳥狩を爲す
(三四五)	五	二月廿四日家中に半知を申付く、此月御儉約中の心得を達す
(三四五)	五	十一月十七日常田口紺屋町口に番所を設く
(三四五)	五	五月風呂屋出願者に許可を與へず
(三四六)	六	六月廿九日戸隠權現上田に宿泊す
(三四六)	六	八月十七日海野町善右衛門京都に袖荷を出す
(三四六)	六	六月十六日柳町に火事あり
(三四七)	八	三月六日松平忠愛逝去す
(三四七)	八	七月高井郡高井村の人信濃千曲犀川通船の事を出願す
(三四七)	八	十一月藩主上田町北東方に於て大追鳥を行ふ
(三四七)	八	十二月十一日浦野組より百姓一揆起り上田領響應す
(三四七)	八	三月城下續在分の商店中一部に暖簾を許す
(三四七)	八	三月二日百姓一揆首謀者淺之丞半平を斬に處す、九日町役人の子等御叱請書を出
(三四七)	八	十二月廿六日岡部九郎兵衛逝く
明和 (三四七)	四	八月廿一日幕府山縣大貳を刑し竹内式部を遠島に處す
(三四七)	四	八月十四日土屋嘉右衛門三人扶持を給し御勝手向用達を命ぜらる
(三四八)	五	

118 後桃園

安永

(二四三三)

二

(二四三四)

三

(二四四〇)

九

119 光格

天明

(二四四二)

二

(二四四三)

三

十二月原町新兵衛町奉行に下座敬禮を爲さざりし廉を以て押込申付けらる
四月中馬の件に就き關係宿々連合して評定所に訴ふ

十月廿七日安原貞平死去

五月上田町在分商店嚴禁を請ふ

二月八日松平忠順逝去

四月十四日松平忠濟家督相續

七月六日淺間山大爆裂上州方面其被害特に甚し

九月廿九日上州磯部村の究民蜂起す

十月五日梵天一揆を川久保橋に拒ぐ

六月常田村鑄物師戸倉村問屋鍋釜荷物口の口錢に付嚴談す

四月十五日家齊將軍宣下

六月松平定信老中と成る

四月一日常田池普請竣工

五月藩上田町の物價高を戒む

六月十四日屋形内火を失し館殆ど全く焼失す

五月廿四日幕府異學を禁ず

七月九日屋形普請竣工

九月三日千曲川洪水被害甚大藩金四千兩を幕府に借り損處を修覆す

五月在分商店禁止を請願す

八月五日大暴風雨諏訪部神社樑木吹倒され爲に拜殿倒壊す

寛政

(二四四九)

元

(二四五〇)

二

(二四五一)

三

(四六二)	四	九月十三日加舎白雄歿す 此年上田藩幕府規定の貯穀を爲す
(四五三)	五	十一月在分商店禁止願に付藩町分に申諭す所あり 三月他處商人の入込を禁止す
(四五〇)一〇		・七日幕府尊號事件に依り中山愛親、正親町公明に閉門又は逼塞を命ず 六月善光寺如來全國回國開帳の歸途十八、十九、二十の三日願行寺に於て開帳を執行す
(四四九)一一		十二月廿七日書院番頭松平忠明蝦夷地取締御用掛を命ぜらる 正月廿七日藩主忠濟半過山に猪狩を爲す
享和 (四四六)	元	十月地藏峠駄賃荷物通行禁止を上田藩に出願す 二月廿八日松平忠明蝦夷地實地視察に赴く 正月廿八日松平忠明蝦夷地巡視の命を受く
(四六三)	三	・九月本居宣長逝く
(四六五)	二	六月三日矢出澤川出水上田通路架橋十二流失す 二月十四日鹽崎分知松平忠明逝去す
(四六六)	三	九月廿八日上田在城百ヶ年祝を爲す
(四七〇)七	七	三月鹽尻組九ヶ村新加助赦免を幕府に願ひて許さる 四月十七日大降雹大さ團子の如く往來積もること四、五寸より、七八寸に至り 諸作物皆打たる 六月上田町諏訪形の旅舎禁止を出願す

120 仁 孝

(二四七) 八

(二四七) 九

(二四七) 一〇

(二四七) 一一

(二四七) 一二

文政
(二四七) 元

(二四七) 二

(二四七) 三

(二四七) 四

(二四七) 五

(二四七) 九

(二四七) 一〇

天保
(二四七) 三

正月原町治助太兵衛の兩人定飛脚渡世を出願す

四月一日鼠宿及上田町との新市訴訟幕府の裁許あり

此年藩上田縞に夏蠶絲を用うるを禁す

五月七日松平忠學上田藩を襲ぐ

此年上田明倫堂設立さる

十一月廿九日桂希言死す年七十二

十二月廿三日仙石政和新刊類聚國史を幕府に献す

三月廿一日平野邦慶死去

四月廿日松平忠優上田藩主と成る

五月藩軍制を定め之を臣下に示す

十月藩近領手當の制を定む

五月三日海野町對原町柳町奥筋商人等との訴訟江戸評定所に於て示談内済となる

一月諸職人世話役を置く

九月割番町役人に達して奢侈を戒む

八月貫文地へ桑を植るを禁じ植たるは掘抜かしむ

十月常田村小島國一香爐を内裏に献す

二月趣意麥貯蓄の事を許す

二月藩他處職人取扱方心得を達す

八月藩領内に綿羊飼養希望者を募る

十月十八日藩領内産物取締手段書を示す

(二四三) 四

二月六日藩産物改所を設置す
五月蠶種商の不正を戒む

八月山田維則明倫堂學則を撰す

・三月水野越中守忠邦老中と成る

(二四六) 七

八月廿五日上田領稻荷山暴民の一揆起る、此月蝨取を禁ず
此年幕府令して酒造米去年の三分二を減じ三分一を造らしむ、上田藩全く酒造を

禁ず

(二四七) 八

七年八年大凶作

・八年九月二日家慶將軍宣下

(二四八) 九

四月忠優寺社奉行と成る

(二五〇) 二

十二月房山山口二村に家屋修覆料を給す

(二五〇) 二

五月松代町年寄孫兵衛岩野より小諸迄千曲川通船を出願す

(二五〇) 二

六月廿六日爲登糸取締役、仕入方吟味方を町人に命ず、此月生糸市場心得を達す

(二五〇) 二

十二月廿九日上田町在商店一件に付申渡す所あり

(二五〇) 二

閏九月廿五日町在役人に双方の申分採用し難きを申渡し後新制度を達し双方請書を差出さしむ

(二五〇) 二

七月上田城下町在分の居宅商の區域を定む

(二五〇) 二

三月松平忠優大坂城代となる

(二五〇) 二

五月廿八日僧活文入寂

(二五〇) 二

閏五月廿七日米使ビツドル浦賀に来る

(二五〇) 三

121 孝 明

嘉永

(二五〇八)
(二五〇九)
(二五〇)

元

十月十八日松平忠優老中と成る
七月上田町々の消防纏を制定す

九月鎌原村の人菅平開墾を出願す

十二月九日武石峠訴訟幕府の裁許あり

三月九日瀧澤助右衛門等下原村住民の衰徴を救ふ

五月一日成澤寛經大塔物語を刊行す

九月廿八日菅平勸請神社の神祭あり

六月三日米國使節ペリー來朝、十二日退去

七月十一日幕府諸侯に兵備に注意せしむ

九月廿六日竹内善吾死去、呈蓮寺に葬る

十一月廿一日上田藩主家臣に時局に就て注意を與ふ

廿三日家定將軍の宣下あり

十二月五日兩問屋に注意を與へ町民の狼狽騷擾を戒しむ

正月十一日ペリー再渡來す

二月藩軍制を改定す

三月三日日米和親條約締結

七月九日幕府白地日の丸の印を以て國旗と定む

十一月四日強震あり下之郷潰家あり

八月四日松平忠優老中を罷む

十月二日江戸大地震

安政

(二五二四)

元

(二五二五)

二

(三五六)	三	八月廿八日神川蓮台渡を以て人を渡す
(三五七)	四	四月九日産物會所を設置す 五月永續講成立、手塚太郎右衛門江戸に赴き石炭油の製法を傳習す 六月紺屋職役人を置く
(三五八)	五	十月廿一日ハリス登城將軍に竭し國書を捧呈す 二月産物會所所屬機場にて廣帯を織出す 六月十九日日米通商條約調印さる
(三五九)	六	八月廿四日藩借財取調方及整理方を置く 九月一日藩暴瀉病の療法を領内に示す 十一月十一日藩黃金澤の銀試堀を幕府に届出づ 六月藩家老人勘定奉行等菅平開拓試作の状況を視察す 九月十日松平忠禮家督を續ぐ、十四日松平忠固逝去 此年所謂安政の大獄起る
萬延 (三五〇)	元	三月三日大老井伊直弼櫻田門外に於て刺さる
文久 (三五三)	二	正月十八日藩建御雷神經津主神建御名方神を祀れる武神廟を武學校内に設く 三月文武學校寄宿舎鍾美館を設く
(三五三)	三	十月廿六日和宮御下向御警衛の上田藩士出發す 二月廿二日等持院足利將軍木像斬首事件あり 八月十日木像斬首犯人の内上田藩預り大庭恭平師岡節齋の二人上田に着す 九月金山町を建つ

元治 元

(二五三)

三月幕府田方に桑を植付るを禁ず
十一月十七日藩水戸浪士討伐の兵を出す、廿日樋橋の戦、諏訪松本二藩兵浪士隊と戦て敗る

慶應 元

(二五五)

二月四日武田正生藤田小四郎等敦賀にて斬に處せらる
三月一日東町通り開通
四月蠶種利潤多きを以て冥加銀五割を増徴す、四月十八日上田藩征長再役の將軍左右備を命ぜらる

五月十六日將軍江戸を發して征長に向ふ

七月赤松小三郎英國歩兵練法を翻譯す

(二五六)

七月廿日將軍家茂大坂に薨す

八月廿日幕府將軍の喪を發し、徳川慶喜將軍職を襲ぐ

(二五七)

九月三日赤松小三郎京都に於て暗殺せらる

十月十四日慶喜大政を奉還す、廿一日上田藩主上京すべき御沙汰を被る

十一月十一日在府の諸侯朝廷の召に應じ上京爲し難き旨を在京閣老に陳じて執奏を乞ふ

十二月九日維新の大號令發せらる、廿五日幕兵江戸薩藩邸を襲撃す同邸に在りし丸山徳五郎齋藤養齋等圍を衝て陸艦に逃る

明治 元

(二五八)

正月三日伏見鳥羽の戦、九日上田藩主松平忠禮上阪して將軍の膝下に於て忠勤を抽んぜんを乞ふ、十六日忠禮其家臣等に徳川氏と存亡を共にする覺悟を告ぐ、廿一日武裝に洋式を採用す

二月七日官軍先鋒嚮導隊中之條支配村々に辰年々貢半納の事を達示す、十三日徳川慶喜恭順謹慎の意を表す、二十三日松本科之助脱藩江戸に赴き彰義隊に加はる

三月二日忠禮書を朝廷に上り上京遅延の事情を奏す、十二日神佛混淆を禁ず、

十四日明治天皇御誓文五條を誓はせ給ふ

四月十七日松平忠禮鹽崎分知松平欽次を帶同して參内し、御奉公の誠を致すを奏す

閏四月廿日上田藩北越に出兵す

五月十日越後榎峠の戦官軍苦戦す、十五日上野彰義隊敗る、十九日官軍長岡城を陥る、廿四日府縣をして舊幕府旗下の士の采邑を管せしむ

七月廿七日江戸を東京と稱す

八月二日伊那縣を設置す、十九日榎本釜次郎幕艦を率ゐて脱走す、此時咸臨丸中に上田藩醫林常青あり、二十日丸山徳五郎捕へらる

九月廿二日天長節復興、此日會津城陥落す

十月廿八日藩治職制を發布す

十一月武學校内に軍事局を置く、廿九日上ノ山藩主官位褫奪減封の上隠居を命ぜらる

十二月五日松平忠禮東京に於て參内誓約す、六日藩田安龜之助に金千圓を合力す

正月廿三日薩長土肥四藩主版籍奉還を請ふ

三月二日松平忠禮版籍奉還を請ふ、九日忠禮版籍奉還に付家臣等に諭す

(三五〇) 三

五月領産物交易賣捌方取締を設く
六月七日藩上野健藏等をして社寺の舊記を取調べしむ、十九日松平忠禮奏請聽許せらる、同時に上田藩知事を命ぜらる
八月十六日忠禮上田に歸る、十七日百姓一揆勃發す
十二月朝廷藩札の通用を禁す

正月朔日乗初射初の式を廢す、此月藩幼生寮を設く
二月九日藩預りの仙臺藩士赦さる
三月丸山久成魁塚を建つ

四月十五日生糸製造方の注意を與ふ
九月七日藩士族卒の歸農獎勵の諭告を出す、十日朝廷藩制を改む、十九日平民の苗字を稱するを許す

十月二日藩湊川神社營造の費を寄附す

十二月十八日朝廷在官者以外の華士族卒に農工商の業に従ふを許す、廿四日庶人の佩刀を禁す、此月上田藩貯穀を獎勵す

二月八日熊本藩より養蠶講習者上田に來る

三月二日松平忠禮東京留學を出願す

四月諏訪部橋船賃を取ることゝす

五月十四日神社の社格を制定す、廿七日上田に戸籍掛を置く

六月廿二日長野縣を置く

七月一日上田郵便取扱所を置く、九日刑部省及彈正台を廢し司法省を置く、十

四

(二五三) 五

四日藩を廢し藩知事を停む上田藩上田縣と成る
八月十八日全國の城郭を兵部省の管轄とす、此日東京大坂に鎮台を置く、廿八日穢多非人の稱を廢す
十一月筑摩縣を設置す、廿二日府縣の廢合完了す
十二月十九日上田城二ノ丸以内兵部省の所管となる
正月上田町差出帳を作る、當時鍛冶町に鍛冶十六人紺屋七人、紺屋町紺屋一人
二月中牛馬會所設立、二十八日兵部省を廢し海陸軍兩省を置く
三月十二日向宗を眞宗と改稱す

四月廿七日長野縣神官の公選を達す、此月區制施行

五月廿八日長野縣北國往還諸宿に人力車を貸與す

七月一日上田局開始、此月松平忠禮米國に留學す

八月三日學制發布 廿五日上田町伊勢宮にて伊勢皇大神太麻頒布式を行ふ

十一月九日太陽曆を用ふ、依て明治五年十一月三日を以て、六年一月一日と爲し

又二十四時間を一日となす

十一月長野縣各戸長副戸長及名主組頭の稱を廢し、戸長副戸長を區長副區長、名主を戸長組頭を副戸長と稱せしめ、村役人及組合の心得を達す

一月四日五節句を廢す、十四日全國の城地中軍事上重要なる者は陸軍省に屬せしめ、他は大藏省に屬し廢毀せしむ、五月一日上田町用所開始

六月九日上田町學校世話方を命ず

十月廿二日上田町小學校開校す

(二五三) 六

十一月鎌原村惟明學校開校す

十二月廿七日家祿奉還規則發布 此月房山進新學校、常田成明學校、御所亮功學校等開校す

(三五四) 七

七月大小區制施行

八月一日大久保利通臺灣征伐の件に就き清國談判に赴く

(三五五) 八

一月一日上田局通常爲替取扱開始
此年諏訪形學校を若宮に建つ

(三五六) 九

六月十二日常入村常盤村成る

八月廿一日筑摩縣を廢し信州一圓長野縣管轄と成る

十月上田日本基督教會創立

此年道路等級一等を國道二等を縣道三等を里道と改む

(三五七) 一〇

三月一日上田町に松本裁判所の支廳を置く

六月八日佐野常民、大給恒等の創立せし博愛社認可さる

九月廿四日城山陥り西郷隆盛戰死す

十一月八日第十九國立銀行開店

(三五八) 一一

三月一日上田局郵便貯金取扱開始

五月二十三日北陸東海御巡幸仰出さる

九月七日明治天皇北陸東海御巡幸の御砌上田町に御宿泊あらせ給ふ

十一月九日車駕東京御還幸

(三五九) 一二

一月四日郡區町村編制法實施、此日師岡政舉小縣郡長に任命さる、此時長野縣下

十六郡と成る

・六月四日東京招魂社を別格官幣社に列し靖國神社と改稱す、○廿八日長野縣町村會規則を布達す

七八月の頃コレラ病信州に流行す

(二五四〇)一三
二月八日伊藤甲造上田活版社を創始す

(二五四一)一四
四月上田警察署房山の新廳舎に移る

五月廿五日上田銀行設立

六月小縣郡立小縣中學校設立正木直太郎校長と成る

三月廿九日上野尙志死去す

(二五四四)一七
七月八日松平忠禮子爵を授けらる

(二五四五)一八
二月二十三日聯合町村制施行

此年中澤活版所上田町に創業

(二五四六)一九
四月小學令發布

五月長野縣種痘細則を制定公布す

八月上田町に木會大林區署上田派出所を置く

(二五四七)二〇
一月廿二日東京に電氣燈の點火あり

(二五四八)二一
一月四日上田學校一部焼失

五月廿二日上田商工會設立す

八月十五日上田驛開始

・十月廿七日皇居を宮城と改稱す

(二五四九)二二

・二月十一日帝國憲法發布

四月一日市町村制實施さる

五月十四日上田町々長助役有給と成る

(二五〇)二三

三月上田橋竣工、松平神社前の道路改修成る

五月十七日府縣制及郡制を公布す

・十月三十日教育勅語下賜せらる

此年上田町に自轉車に乗る者あり

(二五五)二四

四月一日郡制實施

・五月十一日露國皇太子大津に於て傷けらる

(二五三)二五

四月一日小縣蠶業學校創立、三吉米熊校長と成る

六月一日長谷川活版所創業

十一月廿六日黃金澤堤防修築工事竣工す

此年日本メソヂスト上田教會創立

(二五三)二六

三月二十日天皇陛下の御眞影上田小學校に下賜せらる

六月一日上田局小包郵便物取扱を開始す

(二五四)二七

・八月一日清國に對する宣戰詔勅下る

九月廿四日上田恤兵會設立す

此年間既に天神町通り街狀を成す

(二五五)二八

三月十四日松平忠禮卒す、・三十日日清講和條約締結、三十一日一郡一校高等小學校の制廢止

・四月十七日下關係約締結

・五月十日遼東半島の還附の詔勅下る

・十二月廿七日上田商業會議所設立認可さる

・七月廿日諏訪部船橋廢止と成る。此月千曲川洪水あり被害頗る多し

(三五七)三〇

・五月廿二日上田小學校初て英語科を置く

(三五六)二九

・六月十日古社寺保存法公布せらる

(三五五)三一

・八月三十日ブラジルに日本公使を駐在せしむ

(三五四)三二

・三月廿七日上田小學校上田分教場燒失、三十日校長久米由太郎責を負て自決す

(三五三)三三

・九月九日竹内八十吉死去、十五日松平學校の敷地建物を上田町に寄附す

(三五二)三三

・三月卅一日上田男女兩校併置

(三五二)三三

・五月廿五日常田堰護岸工事竣工

(三五二)三三

・十一月上田分教場再建工事竣工

(三五二)三三

・四月一日上田中學校縣立獨立の中學校と成る、十三日小松宮殿下日本赤十字社長

(三五二)三三

・野支部總會御臨席の爲め御來田あらせらる

(三五二)三三

・六月五日馬場町通り道路改修成る

(三五二)三三

・七月廿四日黃金澤堤防工事竣工

(三五二)三三

・八月消防組水防事務を兼ね

(三五二)三三

・九月十日長村外九ヶ町村共有地管理規程締結さる

(三五二)三三

・十一月廿一日上田町農會組織さる、此月梅花幼稚園創立

(三五二)三三

・八月十一日上田町に始て電燈使用さる

(三五四)三七

・二月十日露國に對して宣戰詔勅下る、此月小縣義勇會組織さる
十月上田新聞刊行

(三五五)三八

・十二月六日第三軍二〇三高地を占領す、十七日旅順露國艦隊全滅
・正月一日旅順陥落す

・五月廿七日露國バルチック艦隊を日本海に撃滅す

・九月五日日露ポーツマス講和條約成る

(三五六)三九

五月十日海軍三提督來田十二日上田中學校に臨む、十七日乃木將軍來田

(三五七)四〇

一月廿八日上田局電話通話取扱開始

十月十六日伏見宮貞愛親王殿下、大日本山林會總會御臨席の爲め、御來田あらせらる

(三五八)四一

二月十一日上田局電話交換開始

・十月十三日戊申詔書渙發せらる

(三五九)四二

三月日露戰役紀念碑建設さる

四月一日上田高等女學校縣立となる、此月上田小學校女教員を採用す

九月二日上田町に屠場始て設けらる

(三六〇)四三

三月上田蠶絲專門學校設立

四月一日上田町汚物掃除關係吏員を置く

八月針塚長太郎上田蠶絲專門學校長に任ぜらる、此月小縣佛教會創立

三月上田市消防組救護班成立、此月小縣佛教會免囚保護事業を開始す

(三六一)四四

七月廿九日上田小學校生徒、天皇陛下御病氣御平癒を祈る、三十日明治天皇崩御、

(三六二)四五

123 大 正

大正

元

皇太子嘉仁親王踐祚

・九月十三日明治天皇御大葬、此日乃木將軍夫妻自盡

(三老三)
三

三月上田蠶絲專門學校初て第一回の卒業生を出す

(三老四)
四

・八月二十三日獨逸に對する宣戰の詔勅下る

(三老四)
四

・五月一日明治神宮を官幣大社に列す

・十一月十日即位の大禮を行はる、此日中之條圖書館設立此年城下村御大典紀念林を造る、上田市氏子總代會設立す

(三老六)
五

三月廿一日諏訪形文庫設立

(三老六)
五

八月廿五日小牧圖書館設立

(三老七)
六

十月一日上田局簡易生命保險の事務を取扱ふ

(三老七)
六

三月上田傳染病院落成す

(三老七)
六

五月七日神川村上田町水道水源地として神川使用の件に付謝絶の意を表す

(三老八)
七

十月一日長野縣染織講習所事業開始

(三老八)
七

此年上田劇場落成す、日ノ出町街狀を成す

(三老九)
八

九月上田明照會設立

(三老九)
八

十二月松尾購買組合設立

(三老九)
八

三月上田傳染病院落成

(三老九)
八

四月一日上田小學校再び一校制に復す、二十日上田局切手別納郵便取扱開始

(三老九)
八

五月一日上田町に市制施行さる

(三老九)
八

七月七日皇太子裕仁親王殿下御來田遊ばさる

(三五〇) 九

八月廿一日細川吉次郎上田市長と成る、此月飯島飴工場創立す
九月城下小學校上田市小學校城下校部と成る
十一月廿六日汚物掃除巡視吏員を設置す、廿五日在郷軍人會上田市聯合分會成立す

(三五〇) 一〇

四月一日上田松本線指定府縣道となる、此日上田實科高等女學校設置
七月十日内務大臣より水道布設の件認可さる
三月十一日水道布設費國庫補助の指令來る
四月十一日郡制廢止

五月一日上田電氣館落成

六月十七日上田溫泉電軌株式會社營業開始

九月十日上田市城下村併合

十一月廿五日皇太子攝政とならせらる

此年上田市公報發行に決す

(三五〇) 一一

三月上田市職業紹介所設置

十二月二日上田市信用組合設立、此月大原簿記學校材木町の新築校舍に移る

(三五〇) 一二

五月一日上田市立圖書館開く

五月廿一日上田夜間中學校開校

七月七日水道落成式舉行

八月廿日攝政宮殿下小諸城陸へ行啓あらせらる

十一月十三日上田公會堂開館式を舉ぐ

124
今

上

(二五六四)一三

此年上田市方面委員會設置、上田裁縫女學校設立

二月十一日故赤松小三郎從五位を追贈さる

七月十四日勝俣英吉郎上田市長となる

八月十五日溫電川西線上田驛に乘入る、二十日上田市聯合分會内務大臣感謝の意を本縣知事より傳達さる

(二五六五)一四

九月廿八日賀陽宮殿下御來田

八月七日新造上田橋開通式舉行、一日上田東驛營業開始、此年市營住宅全部落成、大門町通り街を成す

(二五六六)一五

四月一日上田盲學校開校

五月上田明照會甘露園竣工、上田史談會々則議定

八月十二日溫電西丸子線開通

九月十五日上田毎日新聞創刊

十二月廿五日大正天皇崩御、上田市共同質庫信用組合成立
此年坂井田町街を成す

昭和

二

(二五六七)

六月市營運動場陸上競技場落成す

九月廿九日梨本宮守正王殿下御來田

十二月二十四日上田神社縣社に昇格す

三月上田刑務所上田區裁判所西方新築廳舎に移る

六月一日溫電北東線上田驛に乘入る

八月上田小學校北校々舎二棟落成す

(二五六八)

三

(二五九) 四

十一月十一日相樂三從五位を追贈さる
五月十五日上田女子青年團組織、此月水野玩具工場其製品を海外に輸出す

(二五八) 九

十月十五日上田市制施行十年紀念祝賀式舉行
十二月廿一日上田商工會議所褒章條例に依り褒狀を受く

(二五七) 八

三月シユナイター菅平スキー場に来る
五月九日成澤伍一郎上田市長と成る

(二五六) 七

四月十日北白川宮永久王殿下御來田
六月十七日上田飛行場使用開始

(二五五) 六

九月十八日日支事變勃發
三月五日日支事變上田市出征軍人後援會成立す

(二五四) 五

十月十五日朝香宮殿下御來田、此日上田築城三百五十年祭舉行
十二月廿日上田稅務署常人の新築廳舎に移る

(二五三) 四

此年蛭澤川治水工事竣工
四月十四日李鐔公殿下御來田

(二五二) 三

六月十二日上田屠場改築
此年黃金澤治水工事竣工す

(二五一) 二

九月一日上田市青年學校開校
此年矢出澤川治水工事竣工す

(二五〇) 一

四月一日上田市納稅組合獎勵規程を施行す
十二月上田市消防各組を廢し一組に統一す

校正を了りて

藤澤直枝



本書全部公刊の運びに到りし時、既に幽明其境を異にして、共に慶を同うし得ざりし人々に、先の勝侯市長、溝口篤太郎、三井彌太郎、瀧澤助右衛門、三上參次博士の五氏がある。勝侯氏は毎つねに「先づ郷土を知れ」を信条として高調せられしが、遂に上田市史編成の大計畫を立てられ、溝口、三井の兩氏は、本書緒言所載の如き關係を有し、且三井氏は北上州方面に於ける市史資料の探蒐、史蹟踏査の爲め、行を共にせられし事あり、瀧澤氏は予が上田市編纂の任に當るを決意せしを喜び、同家秘藏の間屋日記及書類等悉く之を開放して、其閱覽の自由を與へられ、爲めに有力なる史料を蒐め得たり、三上博士は明治廿五年以來我指導啓發の

恩師、上田市史編纂に關しても再三の御注意をたまはり、且其上梓の一日も速かならんを望まれし御書に接すること二回に及べり。今思を此等故人の上に及ぼす時、轉々今昔の感深きを覺ゆるものあり。猶小縣郡史編纂の任を完うせる小山眞夫君は、嘗て上田中學在校時代師弟の關係ありしも、學に當ては師に讓らざる氣槩を有する人、故を以て上田市史成るの日、先づ君の一覽を乞ひ、以て其眞摯なる批判を聞かんと欲したるも、今や君も亦逝けり、嗚呼。茲に上田市史印刷校正了るの日に於て、感想の一端を叙べ、以て跋に代ふ。

昭和十五年三月十五日印刷
昭和十五年三月二十日發行

上田市史
上下二卷
金貳拾圓

禁復製轉載

發行所

著者 藤澤直枝
編輯者 長野縣上市
代表者 伊藤傳兵衛

印刷者兼
發行所 長野市妻科一七三番地
大日方利雄

印刷所 長野市南縣町六五七番地
信濃毎日新聞社

信濃毎日新聞株式會社